

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長野市	11 小田切地区	令和3年3月16日	令和6年3月31日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	75.40 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	72.72 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	37.52 ha
i うち後継者未定(目処はついていない)の農業者の耕作面積の合計	2.54 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	34.98 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	-1.13 ha

### 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。</li> <li>・急峻で狭隘な農地が多く、機械化が進まないため耕作放棄地の増加に繋がっている。</li> <li>・農地の集約・集積化を進めるには基盤整備が必要であるが、所有者不明、地すべり指定地など条件面で問題や制約を抱える農地が散在しており、整備には多くの課題を解決する必要がある。</li> <li>・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。</li> </ul>
--

※ 地区の話し合いにおいて出された意見を基に「地区の課題」を作成

### 3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

<p>小田切地区の農地利用については、当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には中心経営体を中心に実情に応じて担い手を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。</p>
---

※ 現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数： 6人

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>○ 基盤整備事業に関する取組方針 急峻で狭隘な農地が多く、農業の生産効率の向上と農地の有効活用を図るため、農地の区画整理や農道の改修など基盤整備事業の導入について検討を行う。</p>
<p>○ 野生鳥獣による被害防止対策に関する取組方針 野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、遊休農地の草刈りや農地周辺の山林の手入れを行うとともに、共同による侵入防止柵の設置など野生鳥獣の被害防止対策について検討する。</p>
<p>○ 農地の共同管理に関する取組方針 営農の継続と農地の適正な維持管理を図るため、集落内の農地及び施設について共同で管理するための組織づくりについて検討を行う。</p>

※ 「2 地区の課題」を解決するため、及び「3 中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針」を促進するために必要と思われる地区の取り組みについて記載